

財務省告示第百十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行価格
利付国庫債券（二年）（第二百十七回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で七百九十九億円	七百九十九億四千七百九十四万五万円	円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年二月二十日	額面金額百円につき百円六銭

十二

初期利子

平成十六年八月二十日を支払期とし、次の算式により支払額を算出する。すなわち、

$$\text{支払額} = \frac{\text{借入総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

 平成十六年八月二十日

借入総額 $\times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$

十三

第二期以後の利子

毎年の二月二十日及び八月二十日を、その期とし、各支払期におい

十四

償還金額

平成十八年二月二十日

十五

元利支

日本銀行

十七

払込期日

平成十六年二月二十日